

2022年度

日本分光学会賞・奨励賞候補募集

— 2022年1月7日(金)までにご推薦下さい —

2022年度日本分光学会学会賞並びに奨励賞候補を下記により募集いたします。適当な候補者があれば期限までにご推薦下さい。自薦でも結構です。

「学会賞」

記

- 候補者推薦受付開始 2021年10月11日(月)
候補者推薦締切 2022年1月7日(金)
 - 賞の内容
分光学およびその関連分野に関する優れた研究実績をもつ本会会員で、学術の発展に特に顕著な功績のあったものを対象とする。
 - 授賞件数 2件以内
 - 本賞の表彰は賞状及び副賞の授与により行う。
 - 選考は推薦委員会が行い、理事会で決定する。
 - 賞の授与は、2022年に開催される年次講演会にて行う。
 - 受賞候補者推薦様式について
本会にお申し出になれば、所定の用紙をお送りいたします。また学会ホームページからダウンロードできます。
- 推薦書（自薦可）と添付資料（参考資料，論文別刷）をpdfファイルでメール添付にて事務局（office@bunkou.or.jp）までご提出願います。ファイルは1つのフォルダにまとめてお送りください（最大8MB）。
- 学会賞規程細則を下に示します。

「奨励賞」

記

- 候補者推薦受付開始 2021年10月11日(月)
候補者推薦締切 2022年1月7日(金)
- 賞の内容

(1) 分光学およびその関連分野に関する優れた研究成果を得た本会会員で、受賞の年の4月2日現在で満39才未満の会員を対象とする。

(2) 賞の対象となる研究業績が「分光研究」誌に報告されているか否かは問わない。「分光研究」誌に未報告の場合、受賞の際には受賞内容に関する若手ショートレビューなどを「分光研究」誌に報告するものとする。

(3) 研究業績が共同研究の場合、当該業績の主たる研究者であることを要する。

3. 授賞件数 3件以内
4. 本賞の表彰は賞状及び副賞の授与により行う。
5. 選考は推薦委員会が行い、理事会で決定する。
6. 賞の授与は、2022年に開催される年次講演会にて行う。
7. 受賞候補推薦書の様式について
本会にお申し出になれば、所定の用紙をお送りいたします。また学会ホームページからダウンロードできます。

推薦書（自薦可）と添付資料（参考資料，論文別刷）を pdf ファイルでメール添付にて事務局（office@bunkou.or.jp）までご提出願います。ファイルは1つのフォルダにまとめてお送りください（最大 8MB）。

8. 奨励賞規程細則を下に示します。

日本分光学会表彰（学会賞）規程細則

- 第1条 分光学およびその関連分野に関する優れた研究業績をあげた本会会員を対象とする。
- 第2条 受賞件数は毎年2件以内とする。
- 第3条 募集は、学会ホームページ及び会誌上で公告し、会員からの推薦（自薦を含む）を受けるとする。別に、理事、支部長に推薦を依頼する。
- 第4条 受賞候補者の推薦に当っては、所定用紙に記入した推薦書および参考資料を添付して、応募期間に学会事務局へ pdf ファイルでメール添付にて提出する。
- 第5条 同一業績に対し、共同研究者（本会会員に限定しない）を受賞候補者とすることができる。ただし共同研究者には、賞状のみとする。
- 第6条 学会賞受賞者は、年次講演会において学会賞受賞講演を行い、受賞した研究業績に関する紹介記事を本会の「分光研究」誌に掲載するものとする。
- 第7条 学会賞の英文名は、The Spectroscopical Society of Japan Award（受賞西暦年度）とする。
- 第8条 本賞の選考は、推薦委員会にて行い、選考に関する細則は別に定める。

日本分光学会表彰（奨励賞）規程細則

- 第1条 分光学およびその関連分野に関する優れた研究成果を得た本会会員で、受賞の年の4月2日現在で満39才未満の会員を対象とする。受賞内容に関する研究業績が共同研究の場合には主たる研究者に適用する。受賞内容に関する成果を本会会誌に報告しているか否かは問わない。
- 第2条 受賞件数は毎年3件以内とする。
- 第3条 募集は、学会ホームページ及び会誌上で公告し、会員からの推薦（自薦を含む）を受ける。別に、会誌編集委員、企画委員および理事には推薦を依頼する。
- 第4条 受賞候補者の推薦に当っては、所定用紙に記入した推薦書および参考資料を添付して、応募期間内に学会事務局へpdfファイルでメール添付にて提出する。
- 第5条 奨励賞受賞者は、年次講演会において奨励賞受賞講演を行い、受賞内容を本会会誌に掲載していない場合には本会会誌「若手のショートレビュー」などに報告する。
- 第6条 奨励賞の英文名は、The Spectroscopical Society of Japan Award for Young Scientists（受賞西暦年度）とする。
- 第7条 本賞の選考は、推薦委員会にて行い、選考に関する細則は別に定める。